

市民環境常任委員会会議記録（概要）

平成25年9月9日（月）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第53号「平成25年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分（環境クリーン部）

【補足説明】な し

【質 疑】

協委員

みどり推進費について、事業費総額の積算根拠を伺いたい。

関谷みどり自

ササ刈り等が約2.2haあります。その他に不良木の伐採が353本

然課長

ありまして、合計で850万円となっております。

協委員

三ヶ島二丁目周辺緑地等とあるが、ここには県のいきものふれあいの里事業のスポットもある。ササ刈りと不良木の伐採は、そのエリアも入っているのか。

関谷みどり自

県のいきものふれあいの里のスポットは、約7.6haの面積がありま

然課長

す。今回事業を行うのは、その中の約2.7haを予定しておりまして、スポット全部ということではありません。

協委員

散策路等といった部分について含まれるということか。

関谷みどり自

おっしゃるとおりです。

然課長

協委員

取得してから3、4年経っているのではないかと思うが、この間、県や市の調査はあったのか。また、管理作業は何回か行われたのか。

関谷みどり自

調査は今まで行われておりません。これまでの管理ですが、市有地、県有地については、ササ刈りは行ってまいりました。

然課長

平井委員

廃棄物処理施設整備費について、地権者4人のうち1人に用地の売り渡しに応じていただき、残る3人についても交渉も始めているということだが、交渉の手応えはどんな感じか伺いたい。

野村西部クリ

残りの3人の方についても、用地交渉を並行して行っておりますが、状況としては楽観できません。

ーンセンター

管理課長

平井委員

楽観できないということは、手放さない可能性の方が強いということか。

野村西部クリ  
ーンセンター  
管理課長

地権者の意向としましては、賃貸借を続けたいという気持ちが強いので  
すが、粘り強く交渉を継続しているところです。

協委員

処分場として使用開始してから一回堰堤を高くする工事があったかと思  
うが、それは当初、処分場を造る時の地権者との交渉の中にはなかった  
という認識でよいか。

吉澤東部クリ  
ーンセンター  
所長

埋め立て容量としての計画がありますので、その埋め立て期間中に第2  
堰堤工事を行う計画はありました。年度は定かではありませんが、一定の  
埋め立てが終わった後に、第2堰堤の工事を行う必要性が生じたことによ  
って、地域の保全委員会に御説明し、承諾を得た上で堰堤工事を実施し、最  
終的な埋め立て容量に至ったということです。

協委員

最初に計画を立てた時の埋め立て容量についての変更は無かったとい  
うことでよいか。

桑原環境クリ  
ーン部長

実際に計画時とその後で埋め立て容量の変更があったのか記憶してお  
りませんが、そういった変更があったとすれば、保全委員会にお諮りして  
承諾を得て、適正に行われたと思っております。

島田委員 土地の賃借料について幅があるが、その理由と今後の見通しを伺いたい。

野村西部クリ  
ーンセンター  
管理課長 土地の賃借料については地価に比例しており、その時々に合わせて見直しをかけております。今後については、平米当たり70円前後で交渉していきたいと考えております。

吉村委員 買い取り価格平米当たり8,000円の根拠、過去の金額の推移、今後の見通しの3点について伺いたい。

野村西部クリ  
ーンセンター  
管理課長 買い取り価格については、本年2月に実施した不動産鑑定評価額と同用地内での用地買収の事例を勘案して算定しました。価格については、その時々によって変化しますので、今後申し出があった時に協議させていただきたいと思っております。

吉村委員 相続発生時に買い取りを申し出てくるケースがあるが、今まで相続は発生していないということでしょうか。

野村西部クリ  
ーンセンター 過去には相続が発生しております。なお、今回は相続ではありません。

管理課長

吉村委員

4人の地権者の中には、相続で処分場の土地を取得した方がいらっしゃるのか。

野村西部ク

おります。

リセンター

管理課長

**【議案第53号 環境クリーン部所管部分質疑終結】**

**【意見・採決保留】**

休 憩（午前9時14分）

（説明員交代）

再 開（午前9時15分）

○議案第58号「所沢市茶園防霜施設整備事業分担金条例制定について」

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

平井委員

この事業は、設備更新もできるのか。

小寺農業振興

更新も含めてできます。

課長

吉村委員

補助金という形をとらずに、事業主体が市で分担金という制度になった背景を伺いたい。

小寺農業振興

国の補助事業の要綱上、お茶農家そのものは補助事業主体になれませんが、補助事業主体になれるのは、地方公共団体や土地改良事業等を行っている団体、組合が対象になります。

課長

吉村委員

農協は対象になるということか。

小寺農業振興

そのとおりです。

課長

**【質疑終結】**

**【意見】** な し

**【採 決】**

議案第58号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第77号「所沢市寿町駐車場の指定管理者の指定について」

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

協委員

寿町駐車場の場所は麻彦商店の隣か。

植村商業観光

そのとおりです。

課長

協委員

以前、あの辺りで再開発の話があったかと思うが、この駐車場の部分は当初の話の時も含まれていなかったということでよいか。

植村商業観光

今のところ、再開発の話は聞いておりません。

課長

平井委員

シルバー人材センターに再委託ということだが、以前からそうなのか。

植村商業観光

そのとおりです。

課長

平井委員 シルバー人材センターに再委託する際、互いに取り決めを交わしていると思うが、働いている方の時給、昇給があるような形での委託になっているのか。

植村商業観光課長 市では最低賃金等を守っていただくように指導しておりますので、所沢商店街連合会とシルバー人材センターの間で契約を結んでやっていただいております。

平井委員 包括外部監査でも再委託の問題が指摘されている。市が指定管理者に委託すると、その内容を全く把握しないという状況があり、今後改めるべきだという意見に対し、どういったことを検討しているのか。

植村商業観光課長 毎年、再委託計画を出していただいております。その中で金額等を確認しておりますので、今後も時給はいくらかというのを確認しながら、委託先の情報を把握していきたいと考えております。

平井委員 市は確認するだけでなく、口出しできるのか。

植村商業観光課長 法的に問題があるということであれば当然指導しますし、そうでない場合は状況を見ながら確認したいと思っております。

**【質疑終結】**

**【意見】** な し

**【採決】**

議案第77号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第53号「平成25年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分（産業経済部）

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

魅力ある商店街創出支援事業について、メニューは商店街側から提出があるのか。あるいは、決まっているものに合わせるのか。

植村商業観光  
課長

こちらは、要綱の中で大きく3つに分かれております。1つ目は商店街が共同で設置する施設などハード事業への補助、2つ目は商店街が共同で実施するイベントなどソフト事業への補助、3つ目は商店街で管理している照明灯の電気代の補助で、この補助メニューに合うものを各商店街が提出してくるということです。

平井委員

商店街が願うものを精査し補助するということでよいか。

植村商業観光  
課長

そのとおりです。前年度にこういう事業をしたいという要望を確認しまして、次年度に申請があったものについて、再度精査し認めるということで、商店街の自主性による事業に補助しております。

守谷産業経済

補足ですが、先ほど申し上げました補助金の交付要綱には、大きく分け

部長	て3つのメニューがあり、更にそれを細分化したメニューがあります。それに合致する事業を商店街の方から行いたいという要望をいただいた後、翌年度に事業を実施していただくという形になっております。
平井委員	どういう順番で補助する商店街を決めていくのか。
植村商業観光課長	前年度に要望があった事業を商店街が実施する時期に補助しております、特に順番といった形ではありません。
平井委員	本来は、商店街がこういうものを作って欲しいというものをメニューにして補助金を出すのがあるべき姿であり、これだと逆なような気がするがどうなのか。
植村商業観光課長	要綱につきましては、本年4月に改正を行いました。昨年秋に、所沢商店街連合会の役員等と話し合いをいたしまして御要望等を受け、また、前年度において次年度事業についての要望を受ける時に、用紙に意見欄を設け記入していただくなど、要望等を反映し要綱改正しております。ですから、概ねメニューは商店街の御要望に沿っているものだと思っております。
平井委員	イベントなどソフト事業への補助について、和ケ原商店街ではナイトフ

ェアー「遊びの日」というものがあるが、そこにも補助金を出すことはできるのか。

植村商業観光課長 和ケ原商店街については、さまざまなイベントを行っていただいておりますが、補助金が出ております。

吉村委員 所沢ファルマン通り商店街について、事業総額、防犯カメラを設置した時期、今回更新する防犯カメラの台数を伺いたい。また、所沢ファルマン通り商店街はどこからどこまでなのか。

植村商業観光課長 場所ですが、ダイエーの前からファルマン通り交差点辺りまでの両側です。防犯カメラについては、平成15年に22台設置されたものであり、今回は既設カメラの更新、2台の新設とレコーダー等の整備をいたします。総事業規模については、808万円です。

吉村委員 市の補助金と国庫補助で808万円になり、勘定が合わない気がするが、いかがか。

守谷産業経済部長 今回の3分の2国庫補助というのは、異例の高率です。今までは、2分の1が上限ということが多かったのですが、今回は3分の2国庫補助を受けられました。そういった中で、今回は100%補助金で達成できてしま

う事業になっております。これは想定外の事象ではありますが、市が制定している補助要綱の内容に合致することから3分の1補助を出すわけです。事業主体が全くの持ち出し無しで事業を実施するというのもいかなものかということがありますので、来年度に向けて補助の上限等といった見直しを図りたいと考えております。

島田委員

防犯カメラについて、設置したことによる効果を伺いたい。

植村商業観光  
課長

ファルマン通り商店街は、平成15年に防犯カメラを設置しましたが、これまでに約70回警察への画像提供をしております。その中には、事件、事故、犯人の逃走経路の特定等に活用され、犯人検挙につながったものもあると聞いております。そういったことから、平成24年には所沢警察署長から表彰を受けております。

島田委員

所沢プロペ商店街の舗装改修について、御影石風ベアコートにするということであるが、御影石風ベアコートの特徴、効果として路面温度の上昇抑制があるが、他にも何かあるか。

植村商業観光  
課長

現在の平板石による舗装は、ガタガタしやすいといったことがありますが、御影石風ベアコートについては、表面が滑らかになりますことから、車いす等でも動きやすいですし、石がはずれてガタガタするといったこと

も少なくなると聞いております。

吉村委員

所沢プロペ商店街について、今回は舗装改修のみという理解でよいか。

植村商業観光

そのとおりです。

課長

**【議案第53号 産業経済部所管部分質疑終結】**

**【意見・採決保留】**

休 憩（午前9時35分）

（説明員交代）

再 開（午前9時39分）

○議案第60号「所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定  
について」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保  
険税の課税の特例について、詳しく説明願いたい。

及川国保年金  
課長

第2条の関係ですが、金融所得課税の一体化の拡充によりまして、上  
場株式、非上場株式、特定公社債、一般公社債の配当所得、利子所得、  
譲渡所得等の金融所得間の課税方式を均衡化し、損益通算範囲が拡大さ  
れたことに伴うものです。主な改正点は、特定公社債の利子が分離課税  
の対象に追加されたこと、株式等に係る譲渡所得の分離課税が一般株式  
等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等に改組されたこと、  
上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税が新設されたことなどです。

平井委員

もう少し易しく言うかどうか。

及川国保年金  
課長

株式等の配当等については、源泉分離課税であったと思いますが、その  
中で他の所得で損失が出た場合に損益通算ができるようにするために、申  
告分離課税ができるようになったということです。確定申告することによ

って、損益通算ができるようになったということです。

安田委員

金融所得課税については、総務省では平成28年1月1日の施行だが、それとは合わないのか。

及川国保年金  
課長

当条例の施行日については、平成29年1月1日です。所得税の場合は、平成28年1月1日ですが、国保税、市県民税の場合は、前年の所得に対して課税される関係で平成29年1月1日となります。

安田委員

前年度を参考にするから、条例の施行も国の1年遅れでよいということで、こういうものは毎回そうやっているのか。

及川国保年金  
課長

そのとおりです。

**【質疑終結】**

**【意見】**なし

**【採決】**

議案第60号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第61号「所沢市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の一部を  
改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第61号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決  
する。

○議案第63号「所沢市中富南コミュニティセンター等の指定管理者の指定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

再委託については検討すべきだという外部監査の意見があったが、外部監査の指摘について、市民部で検討されたことがあれば伺いたい。

梅崎コミュニティ推進課長

平成24年度の包括外部監査は、委託料がテーマで行われたということ  
は承知していますが、現時点では市民部として検討はしていません。

平井委員

指定管理者制度については、外部監査の指摘を受けた以上、きちんと応えるような改善を検討すべきではないのか。もう1点伺うが、議案資料86ページの附帯意見に、地域ニーズに応じた自主事業を積極的に行い、コミュニティの育成を図り、新たな利用者の拡大につなげ収益の向上に努めることと書いてあるが、収益の向上とは何を意味しているのか。また、経費縮減や施設の利用拡大に関しては、民間業者のノウハウを研究することだが、これはどういうことを意味するのか。

梅崎コミュニティ推進課長

包括外部監査の結果を受けて指定管理者制度についての見直しについては、今後、全庁的な検討の中で進められるものと考えております。収益

の向上に努めるという点については、コミュニティ施設は現在利用料金制度を取っているので、利用率を上げることをお願いしているものです。経費の縮減については、現内容を精査し無駄を省くこと、省エネに対する取り組みを進めることなどについてお願いしていければと考えております。

平井委員

民間業者のノウハウの研究とは、どういうことか。

梅崎コミュニティ推進課長

今回、他の応募団体からもさまざまな自主事業の提案をいただき、さまざまな工夫があると思っておりますので、公益財団法人所沢市公共施設管理公社としても、民間事業者の事例を参考にさせていただきながら、改善に努めていただければと思っております。

島田委員

前は2施設の指定管理であったが、今回、3つのコミュニティ施設を一括して指定管理とした理由とメリットについて伺いたい。

梅崎コミュニティ推進課長

設置条例はそれぞれ別ですが、地域のコミュニティの核施設として同様の性質を持っているものと理解しておりますことから、3施設を同時に指定管理とすることを検討したものです。メリットについては、経費面で比較しますと、平成21年度から平成24年度までの3施設の管理委託料は合わせて3億2,442万6,000円でしたが、今回、管理公社からの提案額は3億1,582万4,000円で、約860万円低い額となって

おります。また、今回、指定管理の委託にあたっては、建物の定期点検業務も併せて委託業務とし、その分の委託料も縮減できるということで、経費の縮減につながっているものと思います。

協委員

点検業務については、点検内容が同じでもそれぞれに頼むより、一括で頼むと安いという意味なのか。

梅崎コミュニティ推進課長

建物の定期点検業務については、3施設を一括して発注するから安くなるのではなく、これまでの管理委託に含まれていなかった業務も併せて指定管理者の管理業務に含めることから、その部分が市としての経費の縮減を図れるということです。

協委員

委託料の総額には、指定管理者に管理業務を委託した分も含まれるのか。

梅崎コミュニティ推進課長

そのとおりです。

協委員

すでに圧縮されているが、附帯意見ではもっと圧縮できるという意見が出たという理解でよいのか。

梅崎コミュニ  
ティ推進課長

引き続き努力をお願いしたいという趣旨だと理解しております。

**【質疑終結】**

**【意見】**

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第63号に反対するわけでは  
ありませんが、一言意見を申し上げます。所沢市の公の施設を次々に指定管  
理にするということですが、1回指定管理として委託してしまうと、その  
内容がよくわからないということで、外部監査でも指摘がありました。今  
後の見直しについては、今まで直営でやってきたこともありますので、直  
営にするかどうかも含めて再検討し、その中身を精査していくことが必要  
であります。そのことをお願いいたしまして、反対ではありませんが意見  
とさせていただきます。

協委員

指定管理の経費の縮減について、今回、施設の管理等も市から指定管理  
者に移して経費の縮減を図るということではありますが、あまりにも経費縮  
減にこだわり過ぎると、最終的には人件費等の部分にも響くのではないか  
と考えます。また、基本的に内容がしっかりわからない中で、あまり過度  
に縮減、縮減という形にならないように、必要なものはきちんと委託料の  
中に入れ、市民へのサービスも充実する形を考えていただきたいというこ  
とを意見に入れまして、議案第63号に賛成いたします。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第63号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第64号「所沢市斎場の指定管理者の指定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

島田委員

斎場の主要な業務である火葬業務が再委託されているが、指定管理業者はどのような業務を行っているのか。

鹿島市民課長

受付業務、火葬済証明書の発行業務等を行っています。

島田委員

提案委託料7億7,213万円を1年に均すと約1億5,000万円で、再委託業務の合計は年額7,663万8,000円で、差し引くと約7,300万円が管理公社の業務分かと思う。管理公社の主な業務は、受付業務や証明書発行業務であり、約7,300万円は主に人件費ということなのか。また、何人の職員がいるのか伺いたい。

鹿島市民課長

日勤が5人、夜勤が2人です。指定管理委託料のうち、再委託に係る費用は約50%です。それ以外については、人件費と光熱水費や修繕費に当てられております。

平井委員

応募者が少ない理由は何か。

鹿島市民課長

業務説明会には3団体の参加がありましたが、応募については1団体でした。斎場については、利用料金制ではなく使用料制のため、斎場に係る使用料は全て所沢市の歳入となりますことから、大幅に収入を上げることが見込めないことなどが考えられます。

平井委員

直営に戻す検討はできなかったのか。

鹿島市民課長

条例上、直営はできないことになっております。なお、今回の斎場に係る指定管理については、さまざまな工夫によって、より効率的な運営を図ることが可能と考えておりますので、この観点から競争の原理は働いているものと考えております。

平井委員

条例上できなくても、5年ごとにもう一度指定管理にするかどうかは市の判断に委ねられるので、そういったことを今後検討することも必要ではないかと思うが、話し合われたことはあったのか。

鹿島市民課長

今回はありませんでした。

協委員

条例上できないというのは、指定管理とするという条例が制定されているからであって、斎場に関する指定管理の条例を廃止し、直営にする条例

が制定されない限りこのままでいくのか。

鹿島市民課長

おっしゃるとおりです。平成18年度から斎場は指定管理者制度を導入しております。また、他市の斎場についても指定管理者制度を導入しているところがありますので、指定管理が可能な施設と考えております。

島田委員

他市の指定管理の例を伺いたい。

鹿島市民課長

例えば、入間東部広域斎場しののめの里は、イージスグループ有限責任事業組合と東京ワックス株式会社グループの共同運営です。羽生市の羽生市斎場は、タカラビルメン株式会社です。越谷斎場は、PFI越谷広域斎場株式会社です。

島田委員

公共施設管理公社は、他の施設に応募をされたことはあるのか。

鹿島市民課長

確認をとっておりません。

安田委員

炉前業務は誰が行っているのか。

鹿島市民課長

再委託先の火葬業務従業員です。

安田委員

斎場利用件数を見ると、市外の方の火葬場の利用件数が200件近く伸びている。火葬場の混雑が年々増していく中で、最近寄せられた苦情に最後のお別れの一番大事なところで、炉前ホールに他の遺族が入ってきて、気持ちがすっきりしなかったというものがあつた。管理公社が、再委託先に管理体制について指示をしているか等の確認の議論は、今回の指定管理に際しあつたのか。

鹿島市民課長

市民課及び管理公社から火葬業務受託者に対して、プライバシー等に配慮し、遺族同士が重ならないよう時間を調整するように依頼はしております。

安田委員

市外の方の火葬場利用件数は200件ずつふえているのに、火葬見込み数はあまりふえていないようだが、大丈夫なのか。

鹿島市民課長

火葬場利用者は年々ふえております。ただし、市内居住者の方の火葬については、平成23年、平成24年とも約2,400件です。市内外居住者の方については、平成22年と平成23年を比べると258人ふえており、平成23年と平成24年を比べると154人ふえています。市内居住者の方はふえていませんが、市外居住者の方がふえているという統計から、年間火葬見込み数を積算しましたので、問題ないと考えております。

島田委員

予約から火葬までの日数は3、4日かかっている状況である。今後のサービス向上については、どのように考えているのか。

鹿島市民課長

斎場は昭和62年の業務開始から26年経過しておりまして、平成25、26年度に空調設備の更新事業を進めています。平成26年には、外壁修繕等も予定しております。そういったことから、安全で安定した稼働ができるように、毎年計画的に火葬炉のメンテナンスや老朽化に対応する整備を随時行いたいと考えております。

島田委員

利用待ちをしている方に対する改善策はあるのか。

鹿島市民課長

火葬の日程というのは、葬家、葬儀社、宗教者等の都合で予約が入ることが考えられます。予約待ちの状況について把握はしていませんが、平成22年8月より火葬炉も6炉から8炉にふえ、1日16回の火葬体制を組んでいます。平成24年度の火葬炉の稼働率は、約75%です。また、式場の稼働率は約95%です。これらのことから、火葬予約を待つような状況ではないと考えております。ただし、現在、待合室は4室しかありません。通夜、告別式をする場合は式場を借りていただきますが、最近では家族葬等が多くなり、火葬だけの場合には待合室でお待ちいただく形も多くなっています。式場も4室しかありませんので、待合室の増設と式場の増設も今後の課題ではないかと考えております。担当レベルではありますが、

今後どのように対応していくかを検討しております。

平井委員

埼玉県内で斎場を持っている自治体はいくつあるのか。

鹿島市民課長

県内に斎場は14カ所あります。

平井委員

指定管理の斎場は何カ所あるのか。

鹿島市民課長

指定管理が7カ所、直営が3カ所、広域組合が4カ所です。

安田委員

斎場のメンテナンスや修繕にはすごくお金がかかり、それを市が支出しているわけだが、市内の方を優先するといったことをしているのか。また、市内居住者と市外の方の使用割合や市内の方と市外の方で使用料に差があるのか伺いたい。

鹿島市民課長

平成24年度の実績で言いますと、市内居住者の方の使用率が66%、市外居住者の方が34%となっておりまして、市外居住者の方には近隣市である清瀬市、東村山市、新座市の辺りの方が多いようです。平成23年度は、市内居住者の方の使用率が70%、市外居住者の方が30%となっておりまして、平成22年度は、市内居住者の方の使用率が74%、市外居住者の方が26%となっておりまして、市内居住者の方を優先するというこ

とについては、担当レベルでも考えております。なお、現在、お昼前後の火葬については、市内居住者の方が優先して予約を取れるように配慮しております。

安田委員

市内居住者と市外居住者の使用料の差はいくらか。また、修繕、メンテナンスで、年間いくらぐらいの税金が使われているのか。

鹿島市民課長

現在の火葬使用料ですが、12歳以上の市内居住者の方は5,000円、市外居住者の方は6万円となっております。火葬業務委託費、火葬用ガス使用料、火葬炉メンテナンス費のみから算出した1人当たりの火葬経費は2万5,000円から2万7,000円です。また、火葬炉のメンテナンスには年間約1,200万円かかっております。

安田委員

平成22年8月に火葬炉が6炉から8炉にふえたということだが、その増設費用はいくらか。

鹿島市民課長

既存火葬炉6炉の更新工事及び2炉増設工事の合計費用は、約5億4,000万円です。

**【質疑終結】**

**【意見】**

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第64号について意見を申し上げ

げます。応募する団体や企業が非常に少ないということは、使用料が市に入るということが関係していると思います。また、この仕事は自治体の大事な仕事ではないかと思っています。できれば今度の見直しの時には、もう一度、直接、所沢市が関わるようにするべきであるという意見を申し上げます。賛成いたします。

島田委員

民主ネットリベラルの会を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。斎場のメインの業務である火葬業務を再委託している状況で、受付業務、証明書の発行業務、また、光熱費などに残りの半分の7,000万円以上のお金がかかっているということでしたが、もう少しその点についても、改善の余地があるのではないかという感想を持ちました。また、火葬までにお待ちになられる方も大勢いらっしゃいますし、待合室も不足している状況がありますので、今後、その点も改善していただきたいという意見を申し上げます。賛成とさせていただきます。

安田委員

所沢フォーラム“おおぞら”を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。引き続き所沢市民に対するサービスの向上という点を心がけていただきたいと思います。式場の増設、控室の拡張等は、指定管理者側の問題ではなく、市民部の検討課題であると思います。したがって、増設や新たな予算の確保、計画については、責任を持って市民部の中で、ぜひ議論を高めていっていただき、市民サービスの向上に努めていただきたいと思

協委員

います。

質疑の中で、公社の仕事が限定的であることもわかりました。人生の最後の大事な行為が行われるこの場所については、応募が少ない理由として、使用料制で市の歳入に入るといようなこともありました。これは、指定管理には馴染まず、所沢市としてきちんと運営していくべきものであると思います。次の指定管理の時期が来るまでに、十分検討していただきたいという意見を添えて、賛成いたします。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第64号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第53号「平成25年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分（市民部）

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

平井委員

労務単価が上がったということだが、詳しい説明を伺いたい。

吉野交通安全

狭山ヶ丘第2、第3自転車駐輪場に関する工事の労務単価の上昇です

担当参事

が、普通作業員、特殊作業員、運転手、ブロック工、造園工等全部の平均で約18%上昇しております。

平井委員

18%上昇したということだが、上昇前と上昇後の額がわかれば伺いたい。

吉野交通安全

過去との詳しい比較の資料はありません。

担当参事

**【議案第53号 当委員会所管部分質疑終結】**

**【意見・採決保留】**

休 憩（午前10時32分）

（説明員交代）

再 開（午前10時33分）

○議案第53号「平成25年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分

【意見】

吉村委員

所沢市議会公明党を代表して、議案第53号について、賛成の立場から意見を申し上げます。まず、環境クリーン部資源循環推進課担当の北野一般廃棄物最終処分場用地購入事業については、努力をしていただき、お1人の方から買い取りが今回成立したということで、その御苦勞に対して評価をしたいと思います。残りの方についても、どうか粘り強く買い取りの交渉をしていただき、今後、買い取りが成立するようにしっかりお願いをしたいと思います。次に、産業経済部の魅力ある商店街創出支援事業の補助事業についてですが、所沢プロペ商店街と所沢ファルマン通り商店街の補助ということで、所沢プロペ商店街の方は2,900万円ぐらい商店街組合の負担があるということですが、所沢ファルマン通り商店街については全額補助金で賄われるということが、今回の質疑でわかりました。所沢ファルマン通り商店街については異例なケースだと思いますが、こういう補助金のあり方については、今後、しっかり検討していただきたいと思っています。以上申し上げて、賛成の意見といたします。

協委員

議案第57号の所沢市職員の給与の特例に関する条例制定に関連した、給与に関する予算がそれぞれの款に計上されております。6月定例会でも

反対討論をしたのですが、基本的に地方自治ということで、所沢の自治に関して、国が削減を求める姿勢に対して納得できないということが1つと、この条例案の中で、時間外勤務手当の6,000万円の削減ということが額として出ているのですが、これは非常に達成不確実なものだと認識しております。時間外勤務については、現状、職員の定数等も見ると、月に1人2時間削減という説明だったかと思いますが、このことが市民サービスの低下やむしろ職員の負担増になっていくのではないかという部分に危惧していることもあって、反対いたします。討論の時に再度説明したいと思います。

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表して、意見を申し上げます。職員の給与の特例に関する条例制定に関するものが、市民環境常任委員会所管部分にも含まれておりまして、これまで地方自治体は人事院勧告に基づいて給与の改定を行ってきたのに、突然のごとく、国からの強い意向で管理職職員の給与を減らすということは認められないということで、議案第53号に反対いたします。併せて、反対ではありませんが、市民環境常任委員会にも指定管理者制度の問題が多く出されました。全国的に見ても、総務省も意見を言っているように、指定管理者制度を経費の削減のツールにすることを、片山元総務大臣も非常に危惧していたことから、今後、5年ごと、あるいは、3年ごとの見直しの際には、もう一度直営に戻すかどうかも含めて検討することを求めて意見いたします。

安田委員

所沢フォーラム“おおぞら”を代表して、議案第53号に賛成の意見を申し上げます。基本的には議案第57号の条例改正による影響部分に対する反対でしたので、総務常任委員会所管の議案第57号で会派としての意見は申し上げますが、基本的には国が現在の閉塞感漂う状況を震災後、まずは公務員から少し身を削って日本の再生に向かって予算を作ろうという動きの中で、交付税措置等を勘案して市執行部が二つの組合と妥結をする案で提案されたものであります。その趣旨と決断に関しては、評価をいたしておりまして、賛成をいたします。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第53号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中継続審査申出の件（特定事件）

閉会中継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

休 憩（午前10時37分）

（※休憩中に協議会を開き、閉会中の特定事件について協議を行う。）

再 開（午前10時39分）

散 会（午前10時40分）